

社会福祉法人上賀茂福祉会

役員報酬及び費用弁償に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人上賀茂福祉会（以下「法人」という。）定款第8条並びに、第21条の規定に基づき、役員に対する報酬及び費用の弁償（以下「報酬等」という。）について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 法人定款第8条に規定する評議員並びに第21条に規定する理事及び監事（以下「役員等」という。）とする。

(支給金額等)

第3条 役員等に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、評議員会または、理事会出席1回につき金五千五百六十九円を支給する。ただし、内金五百六十九円は、源泉所得税であり、法人より納税する。
- (2) 費用の弁償は支給しない。
- (3) その他の用務で出張した場合は、実費を支給する。

(支給総額)

第4条 役員等に支給する報酬等の年間の総額は50万円を超えない範囲とする。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

令和3年6月22日 一部改定